

# 令和元年12月 川棚町議会定例会会議録

(第3日目)

令和元年12月9日 月曜日 (午後1時開議)

## 出席議員 (13人)

1番	福田	徹
2番	小谷	龍一郎
3番	毛利	喜信
4番	初手	安幸
5番	堀池	浩
7番	小田	成実
8番	田口	一信
9番	高以良	壽人
10番	堀田	一徳
11番	炭谷	猛
12番	水谷	末義
13番	波戸	勇則
14番	村井	達己

## 欠席議員 (1人)

6番	山口	隆
----	----	---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直	喜
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	中 原 敬 介
健 康 推 進 課 長	川 内 和 哉
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	成 富 浩 樹
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	福 田 多 肥
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	森 文 博
教 育 次 長	荒 木 俊 行
行 政 係 長	井 原 和

## 議事日程

第1 議案第39号 川棚町都市公園条例の一部を改正する条例

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** ご起立願います。よろしく願います。着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。山口議員からは欠席の届け出が出ておりますが、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

( 1 3 : 0 0 )

**議 長** 日程第1、議案第39号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。町長。

**町 長** 皆様こんにちは。議案第39号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」について、その提案理由をご説明いたします。

本町の都市公園は現在22箇所設置しており、そのほとんどが建設課所管としておりますが、中央公園の一部の施設を教育委員会で管理をしているところであります。

そのことから、公園施設の利用許可などの窓口もそれぞれで対応しており、利用者には大変ご不便をかけている状況にあります。また、教育委員会所管の施設は毎月の利用調整会や、日常の利用申請等の事務も多い状況にあります。

そこで、中央公園内にある運動施設に関して、申請窓口の一元化による利用者の利便性の向上や、職員の事務負担軽減、さらには公園施設の有効利用による町民の健康増進、各種スポーツの振興に寄与することを目的として、地方自治法第224条の2第3項の規定により、指定管理者に管理させることができるように改正をしようとするものであります。

また、本町が管理する公園として住民福祉課所管の児童遊園がありますが、公園の安全対策、特に遊具の安全管理については都市公園と同様の対応が必要であり、今後のより一層の安全管理と一元管理による事務の効率化が見込まれることから、児童遊園を廃止し、都市公園として移設するように改正をしようとするものであります。

なお、詳細につきましては建設課長から説明をさせますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

**議 長** 建設課長。

**建設課長** はい。それでは私の方から改正内容につきまして、ご説明をさせていただきます。新旧対照表でご説明いたしますので、3枚めくって

ただいで4枚目をお開きください。

新旧対照表は右側が改正前、左側が改正後でございます。まず第2章の都市公園の管理において、第3条に係るものでございますが、第3条第3号、改正前の「興業」という字句を新たに「興行」、行うの方に改めるものでございます。次に第3条第3号でございますが、改正前の「許可を受けたもの」の平仮名表示を、改正後では「許可を受けた者」、漢字表記にしております。このことにつきましては、今、使っている字句に訂正をするものでございます。改めるものでございます。

次が第5条の行為の禁止についてでございますが、改正前の「法第5条第2項」につきましては、法の適用条項は「法第5条第1項」というふうになります。以降、8条、それから10条、12条、14条につきましては同じく法の適用条項の「法第5条第1項」ということで改めるものでございます。

次をお開きいただいで、第11条、監督処分の第1項の中の「取り消し」という字句につきましては、平仮名の「り」を外して「取消し」というふうに改めるものでございます。

次に第3章の雑則でございます。第12条は先ほど申しましたように、法の適用条項の関係でございます。第14条の使用料についても同じでございます。

第15条、公園予定区域及び公園予定施設についての準用でございますが、法の規定によりますと、「第33条第4項」が法規定でございます。ですから改正前の「法第23条第1項」を改めるものでございます。さらに「別表」と表記しておりますのを「別表第1」と。それから「公園予定地」というのは法では「公園予定区域」となっておりますので、改めるものでございます。

続きまして、第16条から新設する条項でございます。

まず、指定管理者による管理についてであります。第16条の第1項として、町長は地方自治法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて町長が指定するものに、都市公園の管理に関する業務のうち、次に掲げる第1号から第5号に掲げるものを行わせることができるという条項でございます。第2項において、前項の規定、第1項の規定により指定管

理者に管理させることができる都市公園は別表第3のとおりということで、管理する公園を明記しているところでございます。第3項に第2項の規定により指定管理者に管理させることができる都市公園の管理を行う期間を5年以内と定めているところであります。ただし再指定を妨げないとしているところでもございます。

第17条では、指定管理者の指定の申請についての規定でございます。指定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならないと。第1号では前条、第16条第2項で規定する都市公園の管理事業計画。第2号では前号に掲げるもののほか、規則で定めるものと規定をいたしております。

次をお開きいただいて、第18条でございます。指定管理者の指定に関する規定でございます。申請をした者のうち、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、第16条各号に掲げる業務を最も適正かつ確実に行うことができるものと認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとするというふうに規定しているものでございます。第1号から3号まで、第1号では都市公園の平等な利用の確保。第2号では都市公園の効用を最大限発揮する、また、経費の縮減を図る。第3号では都市公園の管理を適正かつ確実に行うことができると判断するため必要なものとして規則で定める基準に適合するとしているところであります。第2項では、指定をしたときには、その旨を通知しなければならないとしているところであります。

第19条です。指定管理者の指定の取消し等についての規定であります。指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるということで、第1号には管理の業務又は経理の状況に関する町長の指示に従わないとき。あるいは第2号では、第1項各号に掲げる基準に前条の、ですから第18条ですね、の第1項に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。第3号として前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理の継続をすることが適当でないとき。第2項として、指定を取消したときは、その旨を通知しなければならないというふうに規定しております。

第20条では、利用料金についての規定でございます。この規定におい

て指定管理者は第3条第1項の規定による許可及び第7条第3項の規定による承認に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができるという規定でございます。第2項では利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、第21条に読み替えて準用する第3条第1項の規定による許可又は第7条3項の規定による承認を受けた者は、公園施設を利用するまでに当該指定管理者に利用料金を支払わなければならないとしております。第3項では指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用料金を後納させることができるとしております。第4項では第2項の利用料金の額は、指定管理者が別表第2に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について町長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様という規定でございます。第5項では町長は、前項の承認をしたときは、その旨公示しなければならない。第6号では指定管理者が既に收受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、町長が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。第7項では指定管理者は、町長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができるというふうに規定しております。

第21条は、準用規定でございます。第3条、第6条、第7条及び第11条の規定は、第16条の規定により指定管理者に同条各号に掲げる業務を行わせる場合について準用すると。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとするというふうにしております。で、表を添付しております。

改正前の第16条、第17条、第18条につきましては、条項を22条、23条、24条と繰り下げております。

なお、第23条の過料につきましては、改正前は「同条」ということで表現しておりましたけども、ここは括弧書きで第15条という条項がございますので、「同条」ではなく「第3条第1項各号に」ということを第1号に、第2号では「第5条各号に掲げる行為を」というふうに明記をしているところでございます。

別表第1についてであります。児童遊園につきまして都市公園として位置づけるために別表を改めております。1枚めくっていただいて、次のページの1番下のところ、片島公園の下、次に旭ヶ丘第二公園と尾山公園を追加しているものでございます。旭ヶ丘第二公園という表現につきましては、現在、旭ヶ丘地区には旭ヶ丘ため池の横に旭ヶ丘公園という名称で自治会管理の公園がございますので、その表現と競合しないように旭ヶ丘第二公園というふうに定めたものでございます。次の2の有料公園施設につきましては、中央公園の表の中に体育館を追加したところでございます。

別表第2に関してでございます。第3条で改正をいたします「興業」、「業」を「行」の方に改めております。単位につきましては、同じでございます。それから2の有料公園施設を利用する場につきまして、表を改めております。(2)の中央公園でございますが、これまで区分の欄で一般、高校生という区分、それから野球広場の下にはテニスコートですが、改正後は野球広場ナイター施設を追加いたしております。備考を見ていただきたいと思いますが、備考の2に「高校生以下」についてですが、その区分について、「高校生以下」の区分は町内在住者又は町内の学校が利用する場合に限り適用するというので、「高校生以下」と区分について「上記以外」というふうに改めたところでございます。(3)の体育館については新設で追加をした分でございます。この体育館についても、まず専用と区分については体育室で専用アマチュアスポーツに利用する場合で入場無料の場合は5時間まで3,000円、10時間まで5,000円、次のページをお願いいたします。10時間を超える場合は8,000円。同じくアマチュアスポーツに使用する場合の入場料有料の場合は1時間につき2,000円と。その下がアマチュアスポーツ以外に使用する場合ということで、入場無料の場合は1時間につき2,000円。入場有料の場合は1時間につき5,000円。それから練習としてバスケットボールコート1面につき500円。バレーボールコート1面につき500円。バドミントンコート1面につき200円。卓球台は1台1時間につき100円。ステージ1時間につき300円。備考をご覧ください。備考で、国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日及び日曜日において専用でアマチュアスポーツ以外に使用の場合は、当該金額の2割増とする。2に専用のうち、アマチュアスポーツ以外に使用する場



合で入場有料の場合は、当該使用料に最高入場料の100人分を加算する。この最高入場料というのは入場チケットの一番高い額のチケット料の100人分と読み替えていただければと思います。3、附属設備の使用料は徴収しない。4、トレーニング室及び更衣室の使用料は徴収しない。5、使用時間が1時間未満の場合は、それぞれ1時間として計算する。6、専用に利用する場合は、ステージ使用料は徴収しない。7、町外の者が利用する場合は、当該使用料の5割増しとする。

別表第3も新設をいたしております。指定管理者に管理させることができる都市公園として中央公園を明記をさせていただいております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしく願いいたします。

**議** \_\_\_\_\_ **長** これから、質疑を行います。田口議員。

**8 番 田 口** 2点お聞きします。1点目はですね、第16条に第2項、第3項を加えていただいて、別表第3のとおりということで都市公園を指定すると。それから第3項で5年以内とするということを明記されたのは非常に良いと思います。で、これ法令審査みたいな話ですが、16条の第3項にある出だしの前項のっていうのは、第1項の間違いじゃないかと思うんですけど、どうでしょうかということです。第2項に前項のってありますからね、同じことを書くなら第3項に書くなら第1項の規定によりって書くべきではないかなって思うのでその点はどうでしょうかということをお聞きします。

もう1点ですが、結局、附則で勤労者体育センターの設置条例を廃止されるわけですが、そうしますと体育館の名称ですが、今まで勤労者体育センターと言ってきましたが、今後は中央公園体育館という名称になるのかどうか、その体育館の固有名詞がですね、中央公園体育館という名称になるのかどうかということ。で、それに関してですが、勤労者体育センターという名前になってたのは、国から補助金をもらった関係でそういうふうになってたと思うのですけれども、それとの関わりはないものかどうかということをお聞きしたいと思います。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。お答えの前に大変申し訳ありませんでした。私、説明

をまだすべきところがございまして、追加で説明をさせていただきたいと思  
います。すいません。

改正条文に戻っていただきまして、附則のところでございます。大変申し  
訳ありませんでした。まず3枚目ですね、3枚目の1番表の方に附則を書い  
ております。施行期日等についてでございます。この条例は令和2年4月1  
日から施行すると。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するというふ  
うにしているところでございます。2に、この条例の規定に基づく指定管理  
者の指定の手続きについては、この条例の施行の前において行うことができ  
ると。3に川棚勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例（昭  
和54年条例第6号）、それから川棚町野球広場夜間照明施設の設置及び管  
理運営に関する条例（昭和55年条例第7号）、次のページにいただいて、  
（3）の川棚町児童遊園設置条例（昭和46年条例第25号）につい  
ては廃止をするということになります。第4で、この条例の施行前に旧条例  
の規定によりなされた許可は、それぞれの条例の規定によりなされた許可と  
みなすということでありまして。大変申し訳ありませんでした。

それで田口議員からのご質問でございますが、まず第16条の関係でござ  
います。16条の第3項については前項ということで第2項が適用されるの  
ではないかということでございます。ここにつきましては、第2項で指定が  
できる都市公園を定めたところでございますが、その定めた都市公園、要す  
るに指定管理者に管理させることができる都市公園の管理を行う期間という  
ことで別表第3、読み替えますと中央公園の管理を行う期間は5年以内とす  
るということ表記をしたものでございます。以上であります。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。名称についてですが、先ほどの附則の中で川棚町勤労  
者体育センターの条例については廃止をするということにしておりますの  
で、名称につきましては「中央公園体育館」ということで、実は中央公園の  
台帳の中には体育館ということ位置づけをしているところでございます。

あとの方については担当からお願いします。

**議 長** 教育次長。

**教 育 次 長** はい。3点目の勤労者体育センターを建設した関係での補助  
金の問題についてですね、ご質問があったかと思っております。この件につきまし

ては、建設当時は労働省からのですね、勤労者に関する法令の関係でですね、そういった施設的な要素として町と共同で設置をしたものでございますけれども、国からの部分は既に町が買い取ったような形になっておりまして、現状、当時の勤労者体育センターという名称をですね、そのままこれまで使って町民の皆様には親しまれてきたところですけども、施設の所有ということにつきましてはですね、もう町が労働省の部分の負担分をですね、買い取って、もう町単独の所有となっております関係でですね、もう現状は労働省の補助金関係についてはもう特に考慮する必要はないものということで判断しております。以上です。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 田口議員。

**8 番 田 口** 重ねて聞くというか、今、先ほど聞いた1点目のことですけども、第2項の規定によって指定をした都市公園という意味ではですね、17条の1号に書いてあるように前条第2項で規定する都市公園という書き方があるんです。ので、その16条の2項を引くのであればですね、前項に規定する、要するに言葉の使い方として、もし、この16条の3項の前項っていうのが16条の2項を指すのであれば、前項で規定する都市公園って書くべきだと思うんです。ところがこの第3項は、前項の規定により指定管理者に管理させることができるっていうように上と全く同じ言葉を使ってあるので、むしろこの第3項に書いてある前項っていうのは第1項の意味ではないかというふうに私は思うのです。16条の2項を指すのであれば17条の1号みたいな、前項で規定する都市公園って書くべきであろうと思いますし、そもそもその公園、指定管理者に管理させることができるという制度をつくるという意味ではですね、この16条の柱書きの方を、第1項の方を引いてその指定管理者に管理させることができるっていうふうなことを書いてあると思うんで、私はこの前項のっていうのじゃなくて第1項のっていうふうに書くべきじゃないか、即ちここはそのように読む、第1項のと読むべきじゃないかと思うんですけどどうですか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** 時間かかりますか。休憩しましょうか。

**議** \_\_\_\_\_ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

( 1 3 : 3 3 )

(…休 憩…)

議 長 休憩前に引き続き開きます。

議 長 ここで教育長からは中座の申し出があっておりますので、許可をしております。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。田口議員のご質問にお答えをさせていただきます。ただいま資料を確認したところ、大変申し訳ありません、「第1項の規定により」とすべきところを「前項」というふうの間違って作成をいたしております。「第1項の規定により」ということでここで字句の訂正をさせていただきますというように思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ほかに質疑はありませんか。福田議員。

1 番 福 田 1番福田です。新旧対照表の後ろの方になるんですけど、都市公園の、別表第2の2、有料公園施設を利用する場合の中央公園のナイター施設の使用料の表の中で、野球広場ナイター施設は専用っていうのが入っているんですよね。で、テニスコートの場合は斜線なんですけど、どういった違いがあるのか。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。では、福田議員のご質問にお答えをいたします。ここでいう区分の専用というのとは、基本的に全面貸切というのを予定をいたしておりまして、テニスコートのナイター施設についてはこれまで全面を貸し切って一つの何か大会が開催されるということを想定していなかったものですから、以前からここは専用というのとは入っていなかったものでございます。

議 長 福田議員。

1 番 福 田 今のちょっと理解できなかつたんですけど、区分して利用できるからというふうなことであれば、野球場はAコート、Bコート、ナイターは区別できるんじゃないかと思うんですが違いますか。

議 長 建設課長。

建設課長 はい。福田議員のご質問にお答えいたします。野球広場のナイター施設はAとBとで分けてできますが、野球で使うときには1面を使う場合がございますので、そういう場合を想定していたということでござい

す。

**議 長** よろしいですか。はい、福田議員。

**1 番 福 田** もう一度説明をお願いします。区分けして利用できる、どちらも利用できるわけですよね。で、どこが専用と、専用って書かなければならないのかが、この表でですよ。利用はわかるんですけど、ここの表の中で区別した表現になっているのはなぜですかっていうことなんですけども。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。それでは福田議員の質問に再度お答えをさせていただきます。区分は野球広場のナイター施設もテニスコートのナイター施設もそれぞれ面毎に区分はできるということになっておりますが、これまで野球広場においては、ソフトボールの場合はそれぞれ面毎に、で、野球、ベースボールの野球の方は1面、AもBも含めた使用が想定されてました。で、テニスコートにおいてはナイター施設について、面毎の使用を想定していた。全面を点灯して、結果は全面点灯になることはあるんでしょうが、1団体1使用者で、全面をナイター施設で借りるというのを想定していなかったということでございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。高以良議員。

**9 番 高 以 良** 先ほどの答弁に関してちょっと重ねて質問ですけど、野球広場の場合はソフトボールのAコート、Bコートを一度に利用しても利用料はソフトボールの片面の利用料でできるということなんですかね。

**議 長** 建設課長。

**建 設 課 長** はい。高以良議員の質問にお答えいたします。あくまでも1面使用でございますので、野球でナイターを2面使う場合は2面の使用料が必要になってくるということでございます。

**議 長** ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

「な し」の声あり

**議 長** 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」は産業建設文教委員会に付託したいと思います。これに異

議ありませんか。

「異議なし」の声あり

**議** \_\_\_\_\_ **長** 異議なしと認めます。したがって、議案第39号「川棚町都市公園条例の一部を改正する条例」は産業建設文教委員会に付託することに決定をいたしました。

(13:48)

**議** \_\_\_\_\_ **長** 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。ご起立を願います。お疲れ様でした。

(13:48)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 \_\_\_\_\_ 村井達己

会議録署名議員 \_\_\_\_\_ 小田成実

会議録署名議員 \_\_\_\_\_ 田口一信